令和８年度羽幌町住宅改修促進補助金

交付申請から補助金交付までの流れ

補助申請者		町

交付申請

［申請時必要書類］
- 交付申請書兼同意書・誓約書
- 町外で課税されている場合は、市町村税納税証明書
- 住宅の所有者が確認できる書類
- 補助申請者が住宅所有者でない場合は、親族関係が明らかになる書類
- 見積書等工事内容が確認できる書類
- 工事施工前の写真

①申請
［持参・郵送］

申請受付・着工前検査・交付決定

申請書類の内容を審査し、現地で着工前検査を実施した上で、補助金交付の可否を決定し、補助申請者に通知する。

②交付決定（却下）通知

工事契約締結・契約書等提出

町から交付決定通知を受けたら、交付決定日以後の日付で施工業者（資格登録事業者）と工事契約を締結し、交付決定の日から14日以内に契約書等（工事請負契約書又は請書）の写しを町に提出すること。

③契約書等写し提出
（持参・郵送 FAX・Mail）

契約書等受領

契約書等を受領、保管する。

④工事着工・実施
［工事完了期限］
申請年度の３月10日まで

交付決定後に内容変更や事業の中止・廃止をする場合は、別途手続きが必要

工事完了

工事が完了した日から30日以内又は申請年度の３月20日のいずれか早い日までに完了届を提出すること。

［完了時必要書類］
- 事業完了届
- 工事施工結果が分かる写真
- 領収書等の写し

⑤完了届出
［持参・郵送］

完了検査・額の確定

完了届出を受けた日から14日以内又は届出を受けた年度の３月31日のいずれか早い日までに、届出内容を審査し、現地で完了検査を実施した上で、交付決定の内容等に合致し適当な場合は補助金の額を確定し、補助申請者に通知する。

⑥確定通知

補助金の請求

町から額の確定通知を受けたら、速やかに補助金請求書により、補助金の請求をすること。

⑦補助金請求
［持参・郵送］

補助金の交付（支払い）

補助金請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付する。

以上で補助手続は終了

⑧補助金交付